

豊田市 FC タクシー導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、FC タクシーを導入する事業者に対する補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、FC タクシーの導入に要する経費の一部を補助することにより、水素需要の創出と自動車からの温室効果ガス排出量削減、もって運輸部門における公共交通分野の脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「旅客運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- (2)「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3)「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として市長が認定した者をいう。
- (4)「FC タクシー」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている自動車であり、不特定多数の旅客を対象に行う一般乗用旅客自動車運送事業で使用する自動車をいう。
- (5)「乗用車」とは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が乗用と記載されているものであって、乗車定員が10人以下の自動車（乗用車を通常車両とする特種用途自動車を含む。）をいう。ただし、二輪の小型自動車を除く。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助金の額)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、FC タクシーを導入する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く）において、豊田市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者又は当該タクシー事業者と同タクシーを貸与する自動車リース事業者とする。

(1) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。

ア FC タクシーは、旅客運送事業者に貸し渡す目的で導入すること。

イ FC タクシーの貸与料金は、市からの補助金の額に応じた金額を通常の貸与料金から減額して設定すること。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。借受人（使用

者)がいずれかに該当する場合も同様の扱いとする。

- (1) 豊田市税を滞納しているもの
 - (2) 暴力団又は暴力団員
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- 3 この補助金の補助対象事業は、FC タクシーであって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）（以下「新車」という。）を導入する事業とする。また、導入するFCタクシーが次の各号を全て満たすものとする。
- (1) 車両の自動車登録番号標の地名は「豊田」であること
 - (2) 主に豊田市内での営業に使用すること
 - (3) 自動車検査証の使用者に、タクシー事業者名が記載されていること
 - (4) 申請と同年度内に支払いを完了（所有権留保の場合にあっては、ローン契約その他所有権留保となる契約の締結、リースの場合にあってはリース契約の締結）し、車両の登録が完了していること
- 4 導入車両の登録形態がリースの場合は、リース契約期間は第 9 条第 1 項に定める財産処分の制限期間以上であること。
- 5 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額は、別表によるものとする。

（交付申請等）

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市 FC タクシー導入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）及び事業報告書（様式第 1 号別紙）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、内容を証する書類については、申請日前 3 月以内に発行されたものとする。
- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類の写し
 - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し（事業証明書でも可）
 - (3) 自動車検査証記録事項の写し
 - (4) 車両代金請求書（自動車販売店からの請求書等車両本体価格が分かるもの）の写し
 - (5) 支払を証する書類（領収証等）の写し
 - (6) 登録形態が所有権留保の場合、ローン契約その他所有権留保となる契約書等の写し
 - (7) 登録形態がリースの場合、貸与料金算定根拠明細書（様式第 2 号）、借受人の営む主な事業及びその内容を証する書類の写し及び自動車賃貸契約書の写し
 - (8) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、車両登録が完了した年度の 3 月 31 日までに行うこととする。
- 3 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申

請額が予算の範囲を超えるときは、第1項の規定にかかわらず受付を終了するものとする。

(交付の決定及び取消)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、必要に応じて現地を調査し、補助金交付の可否を決定し、交付決定兼確定通知書(様式第3号)又は不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

3 市長は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第4号に定める事業者であることが判明した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、市長の指定する交付請求書(様式第5号)により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、当該自動車の車両登録日から4年を経過したときは、この限りではない。

2 市長は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入したFCタクシーの自動車検査証記録事項の写しの提出を求めることができる。

3 補助対象事業者は、市長の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(市長による調査)

第10条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申

請者に対して調査等を行うことができる。

- 2 申請者は、市長が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は補助金の振込みの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(申請情報に関する事項)

- 第11条 市長が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した申請情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。
- 2 市長は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した申請情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む。）及び愛知県に提供することがある。

(他の補助金等との関係)

- 第12条 この補助金は、国又は愛知県が交付する補助対象自動車に係る補助金等の受給を妨げない。ただし、他の市町村が交付する補助金等についてはこの限りではない。

(市の活動への協力)

- 第13条 補助対象事業者（リースの場合にあっては借受人）は、市が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

- 第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、補助金交付対象事業者指定申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象車種	補助対象経費	補助上限額
FC タクシー	車両本体価格	1,000 千円

備 考

- 1 補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両本体価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。補助金の額が1,000千円未満になる場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 3 既存の自動車を下取りに出す場合には下取りにより得る額を減じた額とする。